

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年9月25日午前9時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志
10番 小野 博 11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第16号 南陽市認定農業者の認定について農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第35号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第37号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9 議第38号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午前9時00分）

令和2年9月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は13名全員であります。

本日欠席する旨の届出はありません。よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立します。ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

6番渡部基司委員、7番本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 6番 渡部基司委員
7番 本間仁一委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によりご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第16号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第16号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年8月28日付け農第456号で、南陽市長から本委員会に対し、9月1日付けで3件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第17号について、ご説明申し上げます。
1番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田 合計7,439㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
2番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外5筆 畑 合計1,937㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し賃借権設定4件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番 畑 977㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

2 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 3,180㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

3 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 畑 合計3,074㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

4 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 畑 合計3,973㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第35号 1番の現地調査について、6番渡部基司委員より、報告をお願いします。

6 番
（渡部基司委員）

9月20日に申請地の現地確認を行いました。その結果、申請地におかれましては敷地が耕作されまして、すべて加工キャベツが植え付けられております。

それで、周辺の農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、2番から4番までの現地調査について、高橋茂推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

高橋茂委員より、9月20日に現地調査をしてきた結果、果樹がすべて作付けされておまして周辺農地へ影響がないことを確認しましたということでご報告を頂戴しております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、一括して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について終結いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第36号について、ご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 現況畑 合計842㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 216㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地ですが、集落に接続する住宅であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長） ここで、議第36号1番、2番の現地調査について、11番渡沢寿委員より、報告をお願いします。

11番
（渡沢寿委員） 9月18日に私と小野博委員と嶋貫農地係長の3名で、5条2件の現地調査を行って参りました。すべての案件について申請どおりだったことをご報告申し上げます。以上です。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第37号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第37号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和2年9月11日付け農第505号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、10件の賃借権の設定及び1件の使用貸借権の設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

ただ今提案されました、議第37号につきまして、ご説明を申し上げます。

賃借権設定が10件で計画面積が田61,893.39㎡、畑6,298㎡、また、使用貸借が1件で計画面積が田1,745㎡となっており、合計11件の69,936.39㎡となっております。

賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。今回の賃借権の設定につきましては、中間管理事業によるものでございます。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田、176㎡ 外2筆の合計5,996㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田、1,016㎡ 外1筆の合計5,026㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の畑、3,453㎡ 外1筆の合計6,298㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田、1,490㎡ 外2筆の合計5,436㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田、1,424㎡ 外1筆の合計6,124㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田、1,017㎡外6筆の合計8,192㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田、2,975㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田、1,087㎡外5筆の合計16,406㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田、819㎡外6筆の合計8,567㎡について、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

10番につきましては、▲▲の■■■■さんの法定相続人代表の▲▲の■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田、1,302㎡ 外10筆の合計3,171.39㎡について、新規の15年契約で、12月20日支払、金納となっております。

次に、使用貸借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

11番につきましては、▲▲の■■■■さんと■■■■さんとの間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田、261㎡外1筆の合計1,745㎡について、新規の10年契約となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第9 議第38号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第38号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年9月11日付け農第506号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます

山内事務局長補佐 　ただ今提案されました、議第38号につきまして、ご説明を申し上げます。

農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。

始めに、No.143-01, 02 の借受者、■■■■さんの2件を除く135-01～145-06までの33筆について、賃借権設定の申請となります。

区域名は全域、借受者は、▲▲の■■■■さん外3名と3法人、貸付者は、▲▲の■■■■さん外8名で、▲▲字▲▲番▲▲の田、176㎡外32筆の合計65,020㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和2年11月7日から令和12年11月30日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、No.143-01, 02 の2筆につきましては、使用賃借権設定の申請となります。区域名は全域、借受者は■■■■さん、貸付者は、▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田、261㎡外1筆の合計1,745㎡について使用賃借権を設定するもので、契約期間は、令和2年11月7日から令和12年11月30日までの10年となっております。

次に、こちらは漆山地区の基盤整備事業によるものです。

区域名は全域、借受者は、▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の法定相続人代表の■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田、1,302㎡外10筆の合計3,171.39㎡について賃借権を設定するもので、契約期間は、令和2年11月7日から、漆山地区基盤整備事業の終期と合わせた令和18年2月29日までの15年、支払方法は、口座振替となっております。

次の3筆は農地の賃借権の移転によるものです。

区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん外2名、貸付者は、▲▲の■■■■さん外2名で、▲▲字▲▲番1外2筆の田1,398.05㎡、▲▲字▲▲番の畑、1筆4,452㎡の、合計5,850.05㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和2年11月7日から、終期は従前の契約の残期間となっており、それぞれ令和11年12月31日までの9年及び、令和18年2月29日までの15年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（高橋会長） 　お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が3名おりますので、分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 　異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは始めに、議第38号 135-01 から 135-03 までの案件について審議いたします。
ここで、4番 峠田一徳委員の退席を求めます。

……………峠田一徳委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
よって本案件は、一括して審議することに決しました。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、4番 峠田 一徳 委員の復席を求めます。

……………峠田一徳委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第38号 137-01、137-02 の案件について審議いたします。
ここで、11番渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿 委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
よって本案件は、一括して審議することに決しました。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました

議長（高橋会長） ここで、11番渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿 委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第38号 142-01 から143-02 までの案件について審議いたします。
ここで、5番浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野厚司 委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
よって本案件は、一括して審議することに決しました。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番 浅野厚司委員の復席を求めます。

……………浅野厚司 委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第38号の議事参与制限に該当しない案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
よって本案件は、一括して審議することに決しました。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年9月18日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午前9時35分）